

多重債務相談キャンペーン2009

全国一斉に多重債務者向けの無料法律相談を実施します。

日時 12月10日(木)午後1時～5時。

会場 うつのみや表参道スクエア5階会議室(馬場通り4丁目)

内容 多重債務に関する法律相談。多重債務内容の聴取、資料の作成に1時間30分程度、弁護士による法律相談に30分程度。

対象 現在、多重債務状態で、返済が困難な人。

費用 相談は無料。ただし、相談後に債務整理を委任する場合は費用が掛かります。一定の資産要件を下回る場合は「民事法律扶助制度」を利用することで費用を分割できます。

申込 必ず電話で市消費生活センター (616)1547へ予約をしてください。

多重債務にならないように 知識を身に付けよう

平成21年度上半期の多重債務相談は603件で、前年同期と比較して38件増加、1カ月平均約100件の相談がありました。改正・貸金業法の完全施行(平成22年6月までに予定)により発生の抑制が期待されますが、消費者の皆さんも金融知識を積極的に身に付け、多重債務にならないよう気を付けましょう。

多重債務にならない ための金融基礎知識

上限金利の引き下げ

現在、お金の貸し付けを行う業者の上限金利は29.2%(1万円を借りた場合、1日8円の利息)。改正法の完全施行後は、元本10万円未満の金利は20%、100万円未満では18%、100万円以上では15%となります。これを超える金利は違法な「ヤミ金融」であり、「罰金3000万円、若しくは10年以下の懲役又は併科」へと罰則が強化されています。

総量規制の導入

改正法の完全施行後は、業者に対し、借り手の返済能力の調査(信用情報機関の信用情報調査)が義務付けられます。調査によって総借入残高が年収の3分の1を超えると貸し付けが制限される「総量規制」が導入されますのでご注意ください。複数社から借り入れがある場合は、合計した借入額が対象です。ただし、住宅ローンなどは制限の対象外となります。

「連帯保証人」になると、

契約トラブル注意報

現在、太陽光発電(ソーラー)システムの訪問販売トラブルが増加しています。次のような事例にはご注意ください。

売電収入・売電制度について不正確な説明をしている。

アドバイス 平成21年11月の検針日以降、住宅用では、ソーラーシステムを使って家庭で作られた電力のうち、余った電力を電力会社に1kW/h当たり48円で買い取ってもらうことができます。ただし、ソーラーシステムとそのほかのシステムを組み合わせた場合、買取料金が異なります。詳しくは東京電力栃木カスタマーセンター 0120(995)112へ。

補助制度について、不正確な説明をしている。

アドバイス 市の場合、出力1kW当たり7万円(上限4kW)、県はソーラーシステムと「高効率給湯器」を同時期に設置する場合のみが対象で、出力1kW当たり3万5千円(上限10万円)、「高効率給湯器」1件当たり2万円(200万円までの融資制度あり)。国は出力1kW当たり7万円(上限10kW)の補助制度があります。申請時期などほかにも要件がありますので、詳しくは市消費生活センター (616)1547へ。

主債務者と全く同じ立場となり、主債務者に返済能力がある場合でもあなたに返済義務が生じます。よく分からないまま印鑑を押すと、大変なことになるので注意しましょう。

ヤミ金融

「ヤミ金融」とは、貸金業登録をしていない業者や、登録をしていても違法行為をしている業者のことであり、刑事罰の対象となる「犯罪」です。電柱や雑誌広告、メール、

ファクス、パチンコ店付近などで勧誘し、数万円程度の小口貸付で1週間ごとの返済を迫ります(多くは年利1000%以上の超高金利)。近年、比較的年利の低い「ソフトヤミ金」が増加していると言われていますが、年29.2%を超える金利は「犯罪」です。軽い気持ちで借り始めることは「犯罪」を助長させるだけではなく、あなたと家族の生活を崩壊させます。絶対に利用しないでください。